

勤務条件等について

■ 臨時的任用職員（常勤講師）

1 任用期間

正規職員の休暇等の事由により異なります。

（例）正規職員が、出産に伴い産前・産後の特別休暇を取得する場合、当該休暇の期間（約16週間）

2 勤務時間・休暇等

ア 勤務時間 正規職員と同じです。（1週間当たり38時間45分）

イ 週休日及び休日 日曜日及び土曜日並びに祝日及び年末年始
（12月29日から翌年の1月3日まで）

ウ 年次有給休暇 任用期間の月数に応じて付与されます。

（例）4か月任用される場合、「7日」付与

エ 病気休暇 正規職員と同じです。

（例）私傷病により療養を要する場合 引き続き90日以内で必要と認められる期間

オ 特別休暇 正規職員と同じです。

（例）職員の親族が死亡した場合等

3 給与・諸手当

ア 給料 正規職員に準じて支給します。
（例）四年制大学新卒の者が県立高校の講師に任用の場合
教育職給料表（一）1級25号俸（262,200円）

イ 各種手当 正規職員と同じです。
（例）通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任手当、期末勤勉手当等

4 服務及び懲戒

正規職員の例によります。

5 健康保険等の加入

2か月以上の任用が見込まれる場合は、健康保険については「公立学校共済組合」の被保険者となり、年金制度については、一般厚生年金（日本年金機構）が適用されます。

2か月以上の任用が見込まれない場合は、国民健康保険の適用、もしくは、親族の被扶養者となります。

※ 要綱、取扱要領等の改正により、勤務条件が変更となることもあります。

■ 会計年度任用職員（非常勤講師）

1 任用期間

正規職員の休暇等の事由により異なります。

（例）正規職員が病気休暇を取得する場合、当該休暇の期間

2 勤務時間・休暇等

ア 勤務時間 1週間につき、正規職員の1週間の勤務時間（38時間45分）の3/4以内、かつ1日7時間45分以内です。

イ 年次有給休暇 任用期間の月数並びに勤務日数又は勤務時間数等に応じて付与されます。

（例）新規任用で3か月間・週3日勤務の場合、「2日」付与

ウ その他の休暇等 （例）選挙権その他の公民としての権利を行使する場合等

3 報酬・費用弁償等

ア 報酬 1時間当たり3,360円（支給額については、校種、課程、任用形態、支給区分及び任用年度により異なる場合があります。）

イ 費用弁償 通勤方法等により、職員等の旅費に関する条例の規定に基づき旅費の例により支給します。

ウ 期末勤勉手当 年間平均して1週あたり15時間30分以上勤務する場合に支給されます。

4 服務及び懲戒

正規職員の例によります。

5 健康保険等の加入

原則、国民健康保険の適用、もしくは、親族の被扶養者となります。一定の条件を満たす場合は、健康保険については「公立学校共済組合」の被保険者となり、年金制度については、一般厚生年金（日本年金機構）が適用される場合もあります。なお、雇用保険法は適用されないことから、「雇用保険」の被保険者とはなりません。

※ 要綱、取扱要領等の改正により、勤務条件が変更となることもあります。